

地方議会制度の概要① ～議員の選出～

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（法 § 17）

- ① 任期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法 § 93①）
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）
 - ② 選挙権：日本国民たる年齢満18歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法 § 18）
 - ③ 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法 § 19①）
 - ④ 選挙区
 - ・ 都道府県議会議員
 1. 一の市（指定都市についてはその行政区。以下同じ。）の区域
 2. 一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
 3. 隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。（公選法 § 15①、 § 269）
 - ・ 指定都市議会議員
行政区の区域（公選法 § 15⑥）
 - ・ その他市・町村議会議員
原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公選法 § 15⑥）
- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公選法 § 15⑧）